

事業所が提供する指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	有限会社 WORLD ONE
代表者氏名	代表取締役 金林 靖彦
法人所在地 (連絡先及び電話番号等)	京都府南丹市日吉町上胡麻辻ノ本 17 番地 電話：0771-74-5020 ファックス番号：0771-74-5016

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアプランセンター ふわりい
介護保険指定 事業所番号	南丹市指定 2673400251
事業所所在地	京都府南丹市日吉町上胡麻辻ノ本 17 番地
連絡先	電話：0771-74-5020 ファックス番号：0771-74-5016
事業所の通常の 事業の実施地域	南丹市日吉町

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護者等からの相談に応じ、また要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的としています。
運営の方針	① 居宅サービス利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営めるよう配慮します。 ② 利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。 ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に努めます。 ④ 事業の運営にあたっては、南丹市及びその他市区町村、各関係事業所等との連携に努め、円滑な運営を図ります。 ⑤ 利用者が医療系サービスの利用を希望された場合等は、利用者の同意を得て主治医等の意見を求め、この意見を求めた主治医等に対しケアプランを交付します。 ⑥ 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。 ⑦ 利用者やその家族に対し、利用者は計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、

	当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明します。 ⑧ 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等においては、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携に努めます。
--	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日 但し、国民の祝日、12月29日～1月3日は除く。
営 業 時 間	9：00 ～ 17：00

(4) 事業所の職員体制

管理者		金林 靖彦
職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業員の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常 勤 1 名 (管理者兼務)

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
	居宅介護支援費 I (単位数 1,086) 10,860 円	居宅介護支援費 I (単位数 1,411) 14,110 円

◎ 1 単位は、10.00 円で計算しています。

- ※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また 2 ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より 2,000 円を減額することとなります。
- ※ 45 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。
- ※ 事業所の所在地は特別地域加算対象地域となっています。特別地域加算とは、国で定められた地域に所在する事業所がサービスを提供する場合に、通常の報酬単価に「15%」の加算を行います。
- ※ 通常の事業の実施地域を超え、国で定められた対象地域にお住まいの方へケアプランを作成する場合、中山間地域等サービス提供加算（通常の報酬単価に 5%）を算定します。

★ 1	加 算	加算額	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算 (単 位 数 300)	3,000 円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算 (Ⅰ) (単 位 数 250)	2,500 円/月	介護支援専門員が、病院又は診療所の職員に対して、 <u>入院当日まで</u> に必要な情報提供を行った場合
	入院時情報連携加算 (Ⅱ) (単 位 数 200)	2,000 円/月	介護支援専門員が、病院又は診療所の職員に対して、 <u>入院した日の翌日または翌々日以内</u> に必要な情報提供を行った場合
	退 院 ・ 退 所 加 算	退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合（入院又は入所期間中 3 回を限度）	
		回数/カンファレンス参加	カンファレンス参加無 カンファレンス参加有
		連携 1 回	(Ⅰ)イ・4,500 円 (Ⅰ)ロ・6,000 円
		連携 2 回	(Ⅱ)イ・6,000 円 (Ⅱ)ロ・7,500 円
		連携 3 回	× (Ⅲ)ロ・9,000 円
	緊急時等居宅カンファレンス加算 (単位数 200)	2,000 円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 (一月に 2 回を限度)
	ターミナルケアマネジメント加算 (単位数 400)	4,000 円	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅訪問を行った場合等
	通院時情報連携加算 (単位数 50)	500 円/月	利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行った場合

3 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、移動に要した交通費の実費（公共交通機関等の交通費）を請求いたします。 尚、自動車を使用した場合は、通常の事業実施地域を超えた地点から片道 5 km 未満は 100 円、5 km 以上 10km 未満は 500 円、10km 以上は 900 円。以降、3 km 増す毎に 100 円を請求いたします。
-------	--

4 利用料等のお支払方法

毎月、15 日までに前月分の請求をいたしますので、25 日までに指定口座等への入金をお願いします。入金確認後、領収証を発行します。

5 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも 1 月に 1 回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

6 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 居宅介護支援の提供開始後、もし入院された場合、担当ケアマネジャーの氏名と当事業所の連絡先を入院先医療機関に提供してください。

7 虐待防止及び身体拘束禁止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な対策を講じます。

- (1) 虐待防止及び身体拘束禁止に関する責任者を選定しています。

虐待防止等に関する責任者	代表取締役	金林 靖彦
--------------	-------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供
--------------------------	--

	契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

① 苦情受付担当者は、利用者及びその家族からの苦情を随時受け付けます。その際、内容を書面に記入し苦情申出人に確認します。

② 苦情受付の報告

苦情受付担当者は、受理した内容を苦情解決責任者に報告します。

③ 苦情解決の話し合い

苦情解決責任者は職員代表による苦情担当会議を設け十分な検討の上、苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 ケアプランセンター ふわりい 管理者 金林 靖彦	所在地 京都府南丹市日吉町上胡麻辻ノ本 17 番地 電話番号 0771-74-5020 ファックス番号 0771-74-5016 受付時間 9:00～17:00（事業所指定の休日は除く）
【市役所（保険者）の窓口】 南丹市役所 高齢福祉課	所在地 京都府南丹市園部町小桜町 47 番地 電話番号 0771-68-0006 ファックス番号 : 0771-68-1166 受付時間 8:30～17:15
【公的団体の窓口】 京都府国民健康保険団体連合会	所在地 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町 620 電話番号 : 075-354-9090 ファックス番号 : 075-354-9055 受付時間 9:00～17:00

12 当事業所の居宅サービス計画書（ケアプラン）の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

13 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

所在地	京都府南丹市日吉町上胡麻辻ノ本 17 番地
事業者名	有限会社 WORLD ONE
代表者名	代表取締役 金林靖彦
事業所名	ケアプランセンター ふわりい
説明者氏名	

上記内容の説明及び交付を事業所から受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

※署名代行者 氏名： ()

家族の代表 及び代理人	住所	
	氏名	印

※署名代行者と家族の代表が同じ ☐

【別紙】

- ① 前6か月間（令和6年9月～令和7年2月）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	44 %
通所介護	37 %
地域密着型通所介護	16 %
福祉用具貸与	95 %

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	通所介護	地域密着型通所介護	福祉用具貸与
ふわりい 100%	くろまめさん 69%	あおぞら 100%	インザルーム 68%
	さくら 31%		八千代ケア 44%
			スマイルサポート 2%